

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	保健・疾病対策課	整理番号	3-2
処分の種類	指定自立支援医療機関の指定の取消			
根拠法令条例等・条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第68条			
処分の概要	指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定の取消			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第68条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定自立支援医療機関に係る第五十四条第二項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定自立支援医療機関が、第59条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 2 指定自立支援医療機関が、第59条第3項の規定により準用する第36条第3項第4号、第5号、第10号又は第11号のいずれかに該当するに至ったとき。 3 指定自立支援医療機関が、第61条又は第62条の規定に違反したとき。 4 自立支援医療費の請求に関し不正があったとき。 5 指定自立支援医療機関が、第66条第1項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 6 指定自立支援医療機関の開設者又は従業者が、第66条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定自立支援医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定自立支援医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 			
基準の制定根拠	—			